

議案第5号

茂原市スポーツ大使設置要綱を定めるよう市長に申し入れることについて

茂原市スポーツ大使設置要綱を次のように定めるよう市長に申し入れます。

平成29年2月14日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市スポーツ大使設置要綱

(設置)

第1条 本市の出身又は本市にゆかりのあるトップアスリートやスポーツチームが、スポーツに親しむ市民の象徴として、市のスポーツ事業や市の魅力を広く情報発信することにより、市のスポーツ振興と地域の活性化を図るため、茂原市スポーツ大使（以下「大使」という。）を設置する。

(対象)

第2条 大使は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 日本国内又は海外の各界、各分野において活躍しているとともに、市の振興及びイメージアップに資する活動が期待できるもの
- (2) 市の出身又は市にゆかりのあるもの
- (3) 県内外において、市の魅力や情報を積極的に発信する機会を有するもの
- (4) 本委嘱を営利目的に利用しないもの

2 前条各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委嘱)

第3条 大使は、前条に規定するもののうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、大使としてふさわしくない行為があったとき、

第2条を満たさなくなつたと判断したとき又はその他特別の事由があると認めるときは大使を解嘱することができる。

(任期)

第4条 大使の任期は、特に定めないものとする。ただし、大使の申出により任期を定めることができるものとする。

(職務)

第5条 大使の職務は次のとおりとする。

- (1) 市のスポーツ事業に関する魅力の発信に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市のスポーツ振興のため市長が必要と認めること。

(報酬等)

第6条 市長は、大使に対する報酬は支給しない。

2 市長は、大使が職務を行うために、次に掲げるものを大使に無償で提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 市のイメージアップのため市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、教育委員会教育部体育課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由 本市出身又は本市にゆかりのあるトップアスリートやスポーツチームにスポーツ大使を委嘱し、スポーツに親しむ市民の象徴として、市のスポーツ事業や市の魅力を広く発信することにより、市のスポーツ振興と地域の活性を図るため、新たに要綱を制定するものです。